

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月22日

愛媛県知事 中村 時広 殿

提出者

住 所 愛媛県越智郡上島町弓削鎌田237番地
氏 名 有限会社小川工務店
代表取締役 小川 憲人
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0897773500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社小川工務店
事業場の所在地	愛媛県越智郡上島町弓削鎌田237番地
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	元請完成工事高 451,686千円 (令和5年度実績)
③従業員数	23名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1 発生源：施工現場 2 運搬：自社運搬及び委託 3 中間処理：委託 4 最終処分：委託

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	全体	
	排出量	1668 t	t
(これまでに実施した取組)			
前年度は大規模建物解体工事の受注により、排出量が例年に比べ大幅に増加した。建設業は請負業であることから、公共工事の受注量や工種によって排出量は毎年大きく変化するため、画一的な排出計画を策定することが困難な状況である。 したがって、排出を抑制するのではなく排出したものを受け取れる限り、リサイクルできるよう分別を行い、リサイクル化できる中間処理業者を選定して契約するなどで対応している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全体	
②計画	排出量	500 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
請負の増減に伴い廃棄物の総量が左右されるが、引き続き、排出したものを受け取れる限りリサイクル化できる中間処理業者を選定して契約するなどで対応する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 小規模な工事現場などでは作業スペースが狭く、複数のコンテナが設置できないため、混載にて当社作業ヤードまで持ち帰り、種類ごとに分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別化を推進し、混合廃棄物の減量化による埋立地への最終処分の減量化を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(年度) 実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(5年度) 実績】	
産業廃棄物の種類	全体
全処理委託量	1668 t t
優良認定処理業者への処理委託量	1668 t t
再生利用業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組)	
再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者（許可業者）を選定して委託処理を行った。	

【目標】		
	産業廃棄物の種類	全体
	全処理委託量	500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	500 t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 今後も、再生資源になるものは分別し、再生利用の促進に努める。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に関する管理体制に関する事項

(管理体制図)

